

# コンパクトシティ実現 で活力あふれるまちへ

## 仙台市立地適正化計画がスタートしました



### 立地適正化計画のポイント

何をするの？

→ 公共交通の利便性が高いエリアに、市が「誘導区域」を設定。住む場所や都市の機能を誘導します



誘導が進むとどうなるの？

- 都市がコンパクトになり、利便性がアップ。快適な居住環境が形成され、ビジネスやイベントも活発に
  - 災害に強い都市を実現
- 住みやすく、あらゆる世代に選ばれるまちに

**安心して暮らせるまちで人が輝く**

都市の発展を維持し、市民一人一人が安心して生活できる都市を実現するためには、高齢化や人口減少、災害リスクなど、さまざまな課題を見据えた計画が重要です。市では、都市計画マスタープランを策定して以来、鉄道を基軸とした機能集約型の都市を目指し、まちづくりを進めてきました。今年4月からは、これまでのコンパクトなまちづくりをさらに推進するため、立地適正化計画による取り組みが始まっています。

立地適正化計画では、公共交通

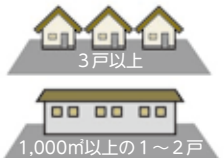
の利便性が高いエリアに、居住や都市機能を誘導する「誘導区域」を設定。誘導区域外に一定規模以上の住宅や医療・福祉・商業施設を立地する場合には届出を求め、緩やかに機能を誘導・集約します。また、誘導区域において、災害リスクに対する防災指針を定めることで、都市の防災力の強化を図ります。

コンパクトで安全・安心な都市は、住む、働く、学ぶ、楽しむといったあらゆる活動の質を高め、相乗効果を生み出します。活力にあふれる、持続可能な都市の実現に向けて、今後も計画的なまちづくりを着実に進めていきます。

### 一定規模以上の 居住誘導区域外で 住宅を建てる時等には事前の届出が必要です

#### 届出対象

- 3戸以上または1,000㎡以上の1～2戸の
- 土地の切り盛り・造成など
- 住宅の新築、既存建物の用途変更、建て替えなど



着手する30日前までに、市への届出が必要となります。届出は二日町第五仮庁舎（オンワード樺山仙台ビル）12階都市計画課窓口で受け付けるほか、市ホームページからも可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

この特集に関するお問い合わせは、都市計画課 ☎214・8294、FAX214・8300